

青森県報

第六百七十八号

令和五年
十月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

よる指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……五

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……五
○准看護師試験の施行……………(医療業務課) ……六
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……六

告 示

青森県告示第六百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
岩木診療所	弘前市大字真土字勝剣林三五八の一	令和 四・三・三
玉田内科医院	弘前市大字中野二丁目七の四	五・七・三
十和田産婦人科・内科クリニック	十和田市西三番町二二の二八	三・二・三〇

有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	五・八・三
ことぶき歯科医院	黒石市寿町二三	五・九・一
田嶋歯科医院	三戸郡五戸町字下毛沢向二の六六	五・九・八

青森県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和五・九・一
町立大鰐診療所	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	五・〇・一
ハッピー調剤薬局弘前浜の町店	弘前市大字浜の町西一丁目五の二一	〃
マエダ調剤薬局あおぞら店	弘前市大字中野一丁目九の一	〃
ハッピー調剤薬局青森藤崎店	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇九	五・〇・二

青森県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介

護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分		変更前		変更後	
名称	居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所	名称	居宅介護事業所
和心 有限会社	黒石市大字東野添字長坂道北一五二のハイソックハイソック三ツ室	医療法人 弘愛会	黒石市大字中川三丁目一の四	ケア アシス インふれあ い藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎の二階
通所介護	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	訪問介護	南津軽郡藤崎町大字藤崎の一	南津軽郡藤崎町大字藤崎の二階	南津軽郡藤崎町大字藤崎の二階
	令和五・六・一		五・六・一		五・六・一

青森県告示第六百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

変更後	変更前	区 分	
医療法人 弘愛会	弘前市大字 宮川三丁目 一の四	名 称	介護予防・日常生活 支援事業者
訪問型 サービス	ケア イン ション あ い 藤 崎	名 称	介護予防・日常生活 支援事業者
	南津軽郡 崎町大字 崎字館岡二 の二階	所 在 地	変 更 年 月 日
	令和 五・六・一		

青森県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所 の所在地	名 称	
		所 在 地	

変更後	変更前
黒石市大字東 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の	黒石市大字東 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の
黒石市大字中 川富田一〇 の二	黒石市大字東 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の
黒石市大字中 川富田一〇 の二	黒石市大字東 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の 野添五二の 北一五二の
	令和 三・六・一

青森県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	介 護 予 防 支 援 事 業 者	介 護 予 防 支 援 事 業 所	廃 止 年 月 日
野辺地町	主たる事務所 の所在地	名 称	
		所 在 地	
上北郡野辺地町 野辺地一三三 の二	野辺地町地域包 括支援センター	上北郡野辺地町 野辺地一三三 の二	令和 四・三・三

青森県告示第六百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	廃 止 日
ことぶき歯科医院	黒石市寿町二三	令和 五・九・一

青森県告示第六百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日
有限会社おき薬局	むつ市柳町一丁目二の二四	令和 五・九・一
町立大鰐診療所	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田四〇の四	五・一〇・一
ハッピー調剤薬局弘前浜の町店	弘前市大字浜の町西一丁目五の二一	〃
マエタ調剤薬局あおぞら店	弘前市大字中野一丁目九の一	〃
ハッピー調剤薬局青森藤崎店	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元一〇	五・一〇・二

青森県告示第六百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
医療法人 弘愛会	有限会社 和心	居宅介護事業者	居宅介護 事業の種類	名 称
弘前市大字 宮川三丁目 一の四	黒石市大字 中川字富田 一〇の二	黒石市大字 東野添字長 坂道北一五 二のハイッ ストロック ルーム三 号	黒石市大字 東野添字長 坂道北一五 二のハイッ ストロック ルーム三 号	主たる事務 所の所在地
訪問介護	通所介護	居宅介護事業所	居宅介護事業所	名 称
ケア アシス テール いふれ あ	デイサー ビス「ゆ うじよ う」	黒石市大字 東野添字長 坂道北一五 二の七	黒石市大字 東野添字長 坂道北一五 二の七	所 在 地
南津軽郡藤 崎町大字藤 崎館岡九階 の二	南津軽郡藤 崎町大字藤 崎館岡二	令和 二・六・一	令和 二・六・一	変 更 日
五・六・一				

青森県告示第六百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
医療法人 弘愛会	弘前市大字 宮川三丁目 一の四	介護予防・日常生活支援事業所	介護予防・日常生活支援事業所の種類	令和 五・六・一
訪問型 サービス		名称	所在地	
ケア アシスト いふれあ い藤崎	南津軽郡藤 崎町大字藤 崎一丁目一 の二	名称	所在地	
南津軽郡藤 崎町大字藤 崎一丁目一 の二階		名称	所在地	
		名称	所在地	

青森県告示第六百二十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地

を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分		年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
有限会社和 心	黒石市大字東 野添字長坂 道北一丁目一 五二のイース トハイロック三 号室	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所の名称	令和 五・六・一
黒石市大字中 川富田一〇の 二		名称	所在地	
黒石市大字中 川富田一〇の 二		名称	所在地	

青森県告示第六百二十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

野辺地町	名称	介護予防支援事業者	介護予防支援事業所	廃止年月日
上北郡野辺地町 字野辺地一三三	主たる事務所の所在地	野辺地町地域包括支援センター	上北郡野辺地町 字野辺地一三三	令和 四・三・三

青森県告示第六百二十七号

令和五年度准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 試験の期日及び場所
 - 1 期日 令和六年二月十四日（水）
 - 2 場所 青森市新町二丁目二の一一
東奥日報新町ビル
- 二 受験願書受付期間
 - 令和五年十一月二十七日（月）から同月三十日（木）まで。ただし、郵送の場合は十一月三十日（木）までの消印のあるものは有効とする。
- 三 受験願書提出先
 - 〒〇三〇―八五七〇
 - 青森市長島一丁目の一
 - 青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ
- 四 その他
 - 受験願書用紙は原則として郵送による請求とするので、事前に青森県健康福祉部医療薬務課医務指導グループ（電話 〇一七―七三四―九二九一）に問い合わせること。
 - 試験について不明な点は、同窓口にお問い合わせること。

青森県告示第六百二十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

青い森信用金庫浪岡支店	青森市浪岡大字浪岡	を
青い森信用金庫黒石支店浪岡出張所	青森市浪岡大字浪岡	を
青い森信用金庫鍛冶町支店	八戸市大字類家	を
青い森信用金庫本店営業部鍛冶町出張所	八戸市大字類家	を
青い森信用金庫板柳支店	北津軽郡板柳町大字板柳	を
青い森信用金庫津軽営業部板柳出張所	北津軽郡板柳町大字板柳	を
東北労働金庫むつ支店	むつ市金谷一丁目	を
東北労働金庫むつ支店	むつ市小川町一丁目	を

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭